

所定疾患施設療養費算定状況

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症など所定の疾病を発症した場合における施設内での対応について、以下の要件を満たした場合に評価されることとなりました。

当施設では、所定疾患施設療養費(Ⅱ)を算定しております。算定の実施状況をご報告いたします。

所定疾患施設療養費(Ⅱ)について

算定条件

1. 所定疾患施設療養費(Ⅱ)は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日間を限度とし、月1回に限り算定する。
2. 所定疾患施設療養費(Ⅱ)と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
3. 所定疾患施設療養費(Ⅱ)の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - ◆肺炎
 - ◆尿路感染症
 - ◆帯状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
 - ◆蜂窩織炎(令和3年4月改定より)
4. 診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容を診療録に記載しておくこと。
5. 介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

介護老人保健施設湯の里まとは 令和4年度 所定疾患施設療養費 算定状況

R4.4月 所定疾患施設療養費（Ⅱ）

病名	件数	治療日数	検査内容	治療内容	投薬内容
尿路感染症	2	10	診察	投薬	レボフロキサシン
蜂窩織炎	2	10	診察	投薬	レボフロキサシン

R4.5月 所定疾患施設療養費（Ⅱ）

病名	件数	治療日数	検査内容	治療内容	投薬内容
尿路感染症	4	22	診察	投薬	レボフロキサシン スルバシリン
誤嚥性肺炎	2	13	診察	投薬	セフトリアキソンナトリウム 生食

R4.6月 所定疾患施設療養費（Ⅱ）

病名	件数	治療日数	検査内容	治療内容	投薬内容
尿路感染症	4	22	診察	投薬	レボフロキサシン セフトリアキソンナトリウム セフカペンピボキシル 生食

R4.7月 所定疾患施設療養費（Ⅱ）

病名	件数	治療日数	検査内容	治療内容	投薬内容
尿路感染症	2	16	診察	投薬	レボフロキサシン スルバシリン 生食 セフトリアキソンナトリウム

R4.8月 所定疾患施設療養費（Ⅱ）

病名	件数	治療日数	検査内容	治療内容	投薬内容
尿路感染症	4	12	診察	投薬	レボフロキサシン

R4.9月 所定疾患施設療養費（Ⅱ）

病名	件数	治療日数	検査内容	治療内容	投薬内容
尿路感染症	5	25	診察	投薬	レボフロキサシン 生食 スルバシリン
誤嚥性肺炎	1	10	診察	投薬	スルバシリン 生食

R4.10月 所定疾患施設療養費（Ⅱ）

病名	件数	治療日数	検査内容	治療内容	投薬内容
尿路感染症	3	15	診察	投薬	レボフロキサシン

R4.11月 所定疾患施設療養費（Ⅱ）

病名	件数	治療日数	検査内容	治療内容	投薬内容
尿路感染症	5	21	診察	投薬	レボフロキサシン
蜂窩織炎	1	2	診察	投薬	レボフロキサシン

R4.12月 所定疾患施設療養費（Ⅱ）

病名	件数	治療日数	検査内容	治療内容	投薬内容
尿路感染症	5	23	診察	投薬	レボフロキサシン セフトリアキソンナトリウム
蜂窩織炎			診察	投薬	レボフロキサシン

R5.1月 所定疾患施設療養費（Ⅱ）

病名	件数	治療日数	検査内容	治療内容	投薬内容
尿路感染症	6	29	診察	投薬	レボフロキサシン セフカペンピボキシル

R5.2月 所定疾患施設療養費（Ⅱ）

病名	件数	治療日数	検査内容	治療内容	投薬内容
尿路感染症	2	8	診察	投薬	レボフロキサシン

R5.3月 所定疾患施設療養費（Ⅱ）

病名	件数	治療日数	検査内容	治療内容	投薬内容
尿路感染症	6	35	診察	投薬	レボフロキサシン 生食 セフトリアキソンナトリウム